

## 都型放課後等デイサービス事業 FAQ

令和8年6月

要綱箇所・様式等	質問	回答	更新日	
全般	1	都型放課後等デイサービス事業は、すでに東京都内で開設している放課後等デイサービスの事業所は強制的に実施しなければならないのでしょうか。	実施を強制するものではありません。	令和4年4月25日
	2	都型放課後等デイサービス事業補助金を申請しない場合は、実施要綱に記載されている各条について対応しなくても問題ないという認識で間違いはないでしょうか。	実施要綱は、都型放課後等デイサービス事業の実施に当たって必要な事項を定めたものです。都型放課後等デイサービス事業を実施しない事業所には適用されませんが、自発的に対応することを妨げるものではありません。	令和4年4月25日
	3	都型放課後等デイサービス事業の実施期間を教えてください。	令和8年度については、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの補助事業です。	令和8年6月8日改訂
実施要綱第6条 （個別支援計画） 実施要領第3	4	個別支援計画作成時は、事業所で使用している既存の個別支援計画の様式に代えて、都が定める標準様式で作成すればよいか。	放課後等デイサービスガイドライン（令和6年7月）に示されている参考様式や留意点を踏まえて作成されていれば、既存の様式を使用して構いません。	令和7年7月9日
	5	個別支援計画は3か月に1度の作成が必要という解釈で良いか。	放課後等デイサービスガイドライン等に記載のとおり、個別支援計画の見直し（変更）はおおむね6か月に1回以上で構いません。 個別支援計画の実施状況の中間報告として、四半期ごとに取り組経過とその評価を保護者と共有するようお願いいたします。 なお、四半期ごとに行う実施状況の把握・評価の際に、必要に応じて個別支援計画の見直し（変更）を行うことを妨げるものではありません。	令和4年11月29日
	6	都が定める標準様式（別記様式（ア））の具体的な支援内容には、5領域「健康生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」すべてについて記入しなければならないか。	個別支援計画は5領域とのつながりを明確化することが求められているため、5領域すべてについてつながりが分かるように記載してください。	令和6年10月8日
	7	四半期毎に取り組経過と評価を保護者に交付することについて保護者との面接は四半期毎に必要か。	保護者への四半期ごとの取組経過と評価の交付は、個別支援計画の実施状況の中間報告として行っていただくものです。 保護者等との面接をこのタイミングで必須とするものではありません。	令和4年11月29日
	8	要綱上の個別支援計画は、児童発達支援管理責任者が作成するものであり、コア職員の役割ではないという理解で良いか。	コア職員等の意見も参考に、児童発達支援管理責任者が作成してください。	令和4年4月25日
	9	保護者の同意が得られない場合も、学校の特別支援コーディネーター等との情報共有は利用者全員に対して必要でしょうか。 また、学校での支援実施内容について学校から情報が得られない場合は、保護者に学校での様子や支援内容を確認し、記録を行うことで代替可能でしょうか。	学校から情報が得られない場合は、保護者から個別の教育支援計画を入手したり、学校での支援実施内容等を聞き取るなどして、可能な限り学校との連携に配慮してください。	令和4年5月20日
	10	特別支援コーディネーターがいない場合はどうしたらよいか。	都型放課後等デイサービスを実施するに当たっては、学校と連携している必要があります。申請時には、対象児童の支援内容等について学校との共有方法をお示しください。	令和6年10月8日
	11	学校と連携した場合、関係機関連携加算の算定することができるか。	保護者の同意を得た上で実施し、日時や内容の記録を行うなど、加算算定の要件を満たす場合には、関係機関連携加算の算定が可能です。	令和6年10月8日
	12	四半期毎に取り組経過と評価を保護者に報告する際の書面は、どの程度のものが必要ですか。	実施要領参考様式のように個別支援計画で設定した支援目標を踏まえて〇月から〇月までの取組経過・児童の様子・評価を記入していただくことを想定しています。サービス提供記録等に同程度の内容を記入し、日々の支援の記録の確認と併せて、保護者と共有するような形式も考えられます。	令和5年8月1日
	13	四半期毎に取り組経過と評価を保護者に報告するにあたり、保護者との面談を実施した場合には家族支援加算を算定することができるか。	保護者の同意を得た上で実施し、日時や内容の記録を行うなど、加算算定の要件を満たす場合には、家族支援加算(1)の算定が可能です。なお、個別支援計画作成の一連の業務として面接を実施する場合は加算算定はできません。	令和6年10月8日
	14	コア職員が担う役割はどのようなものを想定しているのか。要件を満たす職員を配置するのみで足りるのか。	実施要綱第5条に定める4つの基本活動実施のための全体調整（個別支援計画作成時の積極的な関与、日々の支援の指導等）、学校との連携や事業所間評価に係る関係機関との調整等の役割を担っていただくことを想定しています。コア職員が事務作業のみを行うケース等は想定していません。	令和4年4月25日
	15	基本人員配置に加え、コア職員を配置する必要があるのか。 それとも基本人員配置の2名保育士または児童指導員をコア職員として配置すればよいのか。 また10人超えた場合の追加基本人員もコア職員でなければいけないのでしょうか。	別紙「配置例」をご参照ください。	令和6年4月1日
	16	児童発達支援事業など、他のサービスとの多機能型の場合、他のサービスにもコア職員の配置が必要なのでしょうか。	他のサービスにコア職員となる職員を配置する必要はありません。	令和4年5月20日

	要綱箇所・様式等	質問	回答	更新日
17	(コア職員の実施要綱第4条の配置)	「コア職員にふさわしいと都が認める者」とは、どのような資格・条件を想定しているか。	様々な障害特性に応じた対応が可能な、障害福祉サービスや特別支援学級で5年以上の実務経験を有している方を想定しています。	令和7年7月9日
18		コア職員は正社員である必要はありますか。	雇用形態（正規・非正規）は問いません。	令和4年5月20日
19		5年以上の実務経験に、児童発達支援管理責任者として従事している期間も含めて差し支えないか。	児童発達支援管理責任者として従事している期間も実務経験に含めて差し支えありません。	令和4年5月26日
20	実施要綱（送迎の実施）第5条	現在、送迎は全て保護者がしている事業所ですが、当てはまりますか。	送迎加算または通所自立支援加算を取得している場合は、送迎体制を確保していることとなります。	令和6年10月8日
21		送迎加算は算定していませんが、徒歩での送迎が可能な一部の利用者のみ送迎を実施している場合は申請可能でしょうか。	No22のとおり	令和6年10月8日
22		送迎用車両は自事業所で用意することが必須か。委託して実施するかたちでもよいか。	委託により送迎を実施することも差し支えありません。	令和4年5月20日
23		片道のみ（迎えのみ又は送りのみ）の送迎でもよいか。	スクールバスによる送迎がある、保護者が事業所まで迎えに行きたい等、行き帰りの送迎が必要でない場合を除き、迎え又は送りのみに限定して実施する場合は、送迎の体制を確保しているとは認められません。	令和4年10月5日
24		小学校2年生までなど、送迎サービスの提供範囲を事業者が任意に設定してよいか。	送迎の必要性は、自ら通所することが可能な児童の自立能力の獲得を妨げないよう配慮し、通所する際の道路等の安全性、児童の年齢、能力及び公共交通機関がない等の地域の実情等を考慮して判断してください。	令和6年10月8日
25		送迎加算の取得がない場合に提出する書面にはどのような事項を記載すればよいか。	実施要領参考様式1の記載事項を参考にしてください。なお、「送迎加算の取得がない場合」とは、送迎を行っているが、送迎加算の算定要件を満たしていないために加算を取得していない場合のことを指します（例：徒歩又は公共交通機関を利用して送迎を行っている）。送迎希望があるが保護者が送り迎えするなどは送迎の実施にはなりません。	令和6年10月8日
26	(サービス提供時間)	どのような体制であれば、「19時までサービスを提供できる体制を確保」と認められるか。	原則として、運営規程に定める営業時間を19時までとし、営業時間中、基準人員が配置されている必要があります。	令和6年10月8日
27		19時まで預からなければいけないのでしょうか。	利用者の希望がない場合まで受け入れる必要はありません。事業所として19時までサービスが提供できる体制が整っていることを保護者にご案内ください。	令和6年10月8日
28		学校休業日における営業時間の定めはないという理解で良いか。	学校休業日における営業時間の定めはありません。	令和5年8月1日
29		現在の営業時間が17時半までの場合は、19時までに変更して、現在通っている児童も19時からの送迎を行うということでしょうか。もしくは、希望に応じて、17時半から送迎を行うグループ、19時から送迎を行うグループの2グループに分けることも可能でしょうか。	希望のない利用者に対してまで19時までサービス提供をする必要はありません。したがって、利用者の希望に応じて、送迎を2グループに分けることは差し支えありません。また、事業所が設定した最終送迎時間以降もサービスを利用する児童は原則保護者による送迎とすることも可能です。	令和5年8月1日
30		17時半までの利用を希望する児童のみだった場合でも、送迎に出る職員以外で19時まで事業所内に2名以上の配置が営業日すべてに必要でしょうか。	営業時間中は基準人員の配置が必要です。運営規程に定める営業時間が19時を超える場合と超えない場合とで、基本補助の類型が異なります。	令和6年10月8日
31		基準人員、加配人員（児童指導員等加配加算、専門的支援加算等取得している場合の必要な人員）も19時まで配置した上で、コア職員が配置されていること、という理解でよろしいでしょうか。	報酬基準となる職員は、営業時間を通じて配置が必要です。それ以外の職員については、サービス提供時間は配置いただき、かつ月毎の必要な換算数を満たすよう、配置してください。	令和8年6月8日改訂
32		小学校高学年以上の利用者が中心の場合、16時から19時というサービス提供時間の設定も想定されるが、サービス提供開始時間は特に縛りはないという理解でよろしいでしょうか。	サービス提供開始時間の条件はありません。	令和4年5月20日
33		「19時までサービス提供できる体制を確保すること」とは、あくまでも緊急の際に預かることが出来るようにするという解釈で良いですか。	緊急時に限りません。利用者の希望がある場合にサービス提供できるような人員の配置が必要です。問30のとおり、19時を超える場合と超えない場合とで、基本補助の類型が異なります。	令和6年10月8日
34		都型放課後等デイサービス事業の実施に当たって、コア職員以外の人件費は対象になりますか。	コア職員及び児童発達支援管理責任者の人件費が該当します。	令和6年10月8日
35		都型放課後等デイサービス事業の実施に当たって19時までの受け入れ対象となる児童を事業所で限定することは差し支えないか。	正当な理由がある場合を除き、原則として対象者を限定することなく利用希望に応じていただくことが必要です。	令和6年10月8日

要綱箇所・様式等	質問	回答	更新日	
36		17時や18時に帰宅する児童の送迎は実施するが、19時に帰宅する児童の送迎は希望があっても事業所では行わず、保護者のお迎えを原則とすることは可能か。	事業所が設定した最終送迎時間以降もサービスを利用する児童は原則保護者による送迎とすることは差し支えありません。	令和5年8月1日
37	(第1実施要綱第31条)	東京都福祉サービス第三者評価について、実施基準や実施要綱等、実施するに当たっての必要事項はありますか。また、第三者評価を行う事業者には制限はありますか。	東京都福祉サービス第三者評価ホームページを御確認ください。 <a href="https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm">https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm</a>	令和4年5月20日
38	(コア職員の配置)	「常勤職員等であること」の具体的な想定を教えてください。	コア職員は常勤職員であることを基本としますが、コア職員要件を満たす非常勤職員を組み合わせ、事業所における常勤職員が勤務すべき時間数を満たす場合は、常勤職員が配置されているものとして取り扱います。	令和6年10月8日
39		コア職員が、放課後等デイサービス・児童発達支援と保育所等訪問支援の事業所において、放デイの基準人員外であれば訪問支援員を兼務することは可能か。	都型放課後等デイサービス事業のコア職員については、常勤職員等であることが条件の一つになっています（「常勤職員等であること」の説明はNo.38の回答を御覧ください。）。保育所等訪問支援の訪問支援員を兼務する場合、放課後等デイサービス事業所での勤務時間が常勤の勤務時間を満たすのであれば、兼務することは可能です。	令和4年10月5日
40		常勤には育児や介護等で短時間勤務をしている職員もあてはまりますか。	育児・介護等の短時間勤務制度等を利用する職員をコア職員とする場合、週30時間以上の勤務で常勤扱いとします。	令和4年4月25日
41		専門的支援体制加算を算定しているが、児童指導員等加配加算を算定していない場合は、コア職員の配置条件を満たさないのでしょうか。	補助類型IV、V、VIにおいて専門的支援体制加算を取得した上でコア職員を配置した場合、要件を満たします。	令和6年10月8日
42		児童指導員等加配加算をその他従業者で算定している場合、コア職員の配置条件を満たしますか。	満たします。	令和6年10月8日
43		勤務体制一覧表に記載する職員の範囲について教えてください（実施要領4(2)でコア職員は報酬基準の従事者の員数の算定外となっているが、勤務体制一覧表に記載する必要があるか）。	勤務体制一覧表には、コア職員を含む従事者全員を記載してください。	令和4年5月20日
44		常勤職員等であることとの基準がありますが、全ての営業日に配置が必要になりますか。常勤換算1.0人の配置で良いですか。	常勤の勤務時間の配置がされていれば、全営業日にコア職員が配置されている必要はありません。なお、非常勤職員を組み合わせ、事業所における常勤職員が勤務すべき時間数を満たす場合は、常勤職員が配置されているものとして取り扱います。	令和4年10月5日
45		有給休暇や病欠（コロナを含む）等によりコア職員が不在の場合は、算定不可でしょうか。	有給休暇の取得や病欠により、コア職員が一時的に不在になることは差し支えありませんが、不在が続く場合や不在の状態が繰り返される場合等は、その可否について個別に判断しますので御相談ください。	令和4年5月20日
46	(事業所間の意見交換)	都がマッチングするとのことだが、事業所数が奇数であればマッチできないが、その場合どうするか。	リモートでの意見交換が可能な場合は2つ以上の事業所をマッチングすることもございますので、必ず他事業所とマッチングするよう調整します。	令和5年8月1日
47		事業所間の意見交換にあたって、他事業所に利用者の個人情報を提供する場合は、利用者又は保護者に同意を得る必要があるか。	法人及び事業所の個人情報取扱規定や利用契約書等の定めに従って、適切に対応してください。なお、個人情報の提供が必要になるようなチェック項目や意見交換のテーマ設定は想定していません。	令和5年8月1日
48	(交付要綱第2条)	支援に関する事例を見るとかなり自立度の高い障害児の方を対象に想定されていると理解しましたが、重症心身障害児の放課後等デイサービスも対象になり得るのでしょうか。	区市町村を通じて「医療的ケア児及び重症心身障害児の放課後等支援事業」による補助を受けている場合を除き、主として重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービス事業所も対象となります。	令和4年4月25日
49		指定管理により運営する公立施設においても、当該事業補助は受けることができるのでしょうか。	指定管理により運営する放課後等デイサービス事業所であっても補助対象者となります。	令和4年4月25日
50		法人が運営する事業所が行政処分を受けた場合、当該事業補助は受けることができるのでしょうか。	法人の運営するいずれかのサービス事業所が、児童福祉法、障害者総合支援法、社会福祉法の定めるところにより行政処分を受けた場合は、行政処分の期間中の運営費補助金は交付しません。また、指定取消処分を受けた場合は、処分実施日から5年間、不交付となります。	令和7年7月9日
51	(第3条・第4条)	助成申請及び実績報告にあたって、物品購入であればその一品ごとの限度額や購入方法の制限はあるか。職員の社会保険や事業保険、福利厚生に係る支出も可能か。用途に制限があれば明示頂きたい。	基本補助の対象経費は、コア職員の人件費及び都型放課後等デイサービス事業実施に要する人件費、事務費、事業費です。これに該当する経費であれば、対象経費としての上限はありませんが、交付要綱第4条のとおり、交付額は、基準額と対象経費の実支出額とを比較した少ない方の額となります。	令和4年10月5日
52	(交付要綱第5条)	2か所で放課後等デイサービス事業を運営しておりますが、今回の申請につきまして、各事業所ごとの申請という理解でよろしいでしょうか。	事業所ごとに申請をお願いします。	令和4年4月25日
53		交付申請は誰の名義で行うことになるのか。	交付申請書は、事業所の設置者である法人の代表者名義で御提出ください。	令和4年5月20日
54		基本補助Ⅰ～Ⅵの違いを教えてください。	基本補助Ⅰ～Ⅲと基本補助Ⅳ～Ⅵの違いについては、別紙「配置例」をご覧ください。また、実施要綱第5条から第12条のうち、全てを実施した場合は基本補助Ⅰ又はⅣ、第8条送迎及び第9条19時までのサービス提供体制のいずれかを実施した場合はⅡ又はⅤ、8条送迎及び第9条19時までのサービス提供体制を実施しない場合はⅢ又はⅥになります。	令和6年10月8日

	要綱箇所・様式等	質問	回答	更新日
55	交付要綱別表1	事務費・事業費とは具体的にどのようなものを指すのかを教えてください。	都型放課後等デイサービス事業実施に要する事務費・事業費とは、次の2点のいずれにも該当する経費のことです。①都型放課後等デイサービス事業の実施に必要な経費である。②都型放課後等デイサービス事業を実施しなければ、通常発生しない経費である。	令和4年4月25日
56		対象としている人件費の想定は、コア職員分か。	コア職員の人件費に加えて、児童発達支援管理責任者の人件費を想定しています。	令和6年10月8日
57		「医療的ケア児及び重症心身障害児の放課後等支援事業補助」との併給は不可との記載があるが、区が補助対象としている経費が看護職員の人件費のみであれば、事務費・事業費のみを対象として申請することは可能か。また、当該看護職員がコア職員でなければ、人件費についても申請することは可能か。	人件費、事務費、事業費のいずれも交付対象にはなりません。	令和4年4月25日
58		補助対象経費が異なれば、申請可能と考えられるが、いかなる場合も認められないということか。	対象経費の重複があるか否かに関わらず、両事業から補助を受けることは認められません。いずれか一方になります。	令和4年4月25日
59		新たに送迎を始めることとして自動車を購入した場合の費用は対象経費に含まれるか。	新たに送迎を開始する場合の送迎に係る費用（車両購入費、燃料費等）については、送迎加算により措置されるものと考えられるため、対象経費には含まれません。 なお、これに限らず、別途報酬算定可能なものについては、都型放課後等デイサービス事業の対象経費には含まれません。	令和4年5月26日
60	(第15条) 実務要綱 年度の途中で職員が退職し、補助要件を満たすことが出来なくなりました。運営費補助は、配置が出来ていた月までは受給できますか。また、実績報告はどのようにしますか。	実績報告書は都が指定した期日までご提出いただけます。実績報告において、実施要綱で定められたすべての取組の実施を確認できない場合、一部または全額が返還となります。配置要件を満たさなくなった日以降についても、その他必要な取組を実施しなければ、補助金を返還いただくことがあります。	令和7年7月9日	
61	その他	重要事項説明書や利用契約書の再作成が必要となりますでしょうか。	重要事項説明書及び利用契約書の再作成等に関して、都型放課後等デイサービス事業における特段の定めはありませんが、利用希望に応じて19時までサービス提供する旨を保護者に説明するとともに、社会福祉法（第76条及び第77条）や東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（第16条）等の関係法令に従い適切に対応してください。	令和4年5月20日
62		交付申請後に変更届を出すことは可能ですか。それとも、先に変更届を提出してから交付申請になりますか。	補助要件を満たすために必要な変更届は、交付申請を審査する際に必要になりますので、交付申請と同時に提出するなど速やかな提出をお願いします。	令和4年4月25日